



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.43

発行：東濃西部広域行政事務組合

若者に多い消費者トラブル

進学や就職で新生活をスタートさせる若者が多い春。そんな若者が悪質業者に狙われる時期でもあります。

若者が巻き込まれやすいトラブルとしては、友達から勧誘されるマルチ商法、SNS交流サイトを通じて知り合った異性から商品やサービス契約を次々とさせられるデート商法、街中で声をかけられ無料体験などと誘われて店舗に行き、帰れない雰囲気になって契約をしてしまうキャッチセールスなどがあります。

どれも、人間関係を巧みに利用したり、「絶対もうかる」とか「ずっと無料」など、甘い言葉で契約を迫ります。気づかぬうちにトラブルに巻き込まれてしまうのが特徴です。不安を感じる事があれば、すぐに消費生活センターに相談しましょう。



ほんとーに
こんな相談ありました



「いないものはありませんか」と電話がかかってきた。古い着物を処分しようと思っていたので、買取査定を依頼した。3万円で買取契約をし、着物を持って行ってもらった。2日後、やっぱり思い出の着物は手放したくないと思い、業者にクーリングオフを申し出たが、すでに転売して手元にないという。

訪問購入は、特定商取引法によって規定された取引で、クーリングオフができます。また、クーリングオフ期間が経過するまで、商品の引き渡しを拒むことができると定められています。しかし、すでに転売されてしまった着物を取り戻すのは難しいと思われまます。トラブル回避のために、クーリングオフ期間は商品を渡さずに手元に残しておきましょう。

4月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■ ■ ■ ■ 13件
訪問販売	■ 1件
訪問購入	■ ■ ■ 3件
通信販売	■ ■ ■ ■ 30件
連鎖販売	■ ■ 2件
電話勧誘	■ ■ ■ ■ 4件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 9件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 住民登録地の窓口

※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業